

○富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例

平成17年4月1日

富山市条例第190号

改正 平成17年9月30日富山市条例第336号

平成26年3月28日富山市条例第22号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 本市の産業振興に資する人材の育成及び技術交流等の促進を図るため、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、富山市四方荒屋497番地13とする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 経営管理及び技術開発等についての研修及び講習に関すること。
- (2) 異業種交流の普及に関すること。
- (3) 先端技術及び市場動向等についての情報提供及び資料の収集に関すること。
- (4) 施設の供用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 大研修室
- (2) 小研修室
- (3) 技術交流室

(指定管理者による管理)

第4条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244

条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) センターの使用の承認に関する業務
- (4) センターの使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

（開館時間）

第4条の4 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

（休館日）

第4条の5 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用の承認）

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる

る。

(使用の不承認)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 指定管理者は、第5条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第5条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免

することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。

(2) 使用期日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終了したとき(第7条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。)は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上特に支障があると

認められる者

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市ハイテク・ミニ企業団地研修センター条例（平成2年富山市条例第32号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第336号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市ハイテク・ミニ企業団地研修センター条例第5条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市ハイテク・ミニ企業団地研修センター条例第5条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成26年3月28日富山市条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、第2条の規定による改正前の富山市ハイテク・ミニ企業団地研修センター条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の富山市四方チャレン

ジ・ミニ企業団地研修センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日 富山市条例第 9 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

種別	使用時間区分による金額（円）			超過料金 1 時間につき （円）
	9 時～13 時	13 時～1 7 時	17 時～2 1 時	
大研修室	1,650	1,650	1,870	550
小研修室	660	660	770	220

備考

- 1 冷房又は暖房期間中にセンターを使用する場合は、この表に定める額の 20 パーセントに相当する額を加算する。
- 2 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 3 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。